

農地所有適格法人について

1 要件

区分	規定	内容等		判断基準・指導指針
法人形態	農事組合法人、株式会社または持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）	○農事組合法人 農協法第72条の10第1項第2号に規定する事業を行う農事組合法人に限定 ○株式会社 公開会社でないもの（定款に「株式譲渡は取締役会の承認が必要」との定めがあるもの）に限定		<p>（判断基準）</p> <p>○「株式の譲渡制限」については、定款に「すべての株式譲渡は取締役会の承認が必要」との定めがある場合のみ認める。</p>
事業	主たる事業が農業（関連事業を含む）であること	○関連事業（法人が行う農業に関連する、以下の事業） <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物を原材料とする製造、加工 ・農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給 ・農畜産物の貯蔵、運搬、販売 ・農業生産に必要な資材の製造 ・農作業の受託 ・農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営 ・農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供 ・農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給 ・農業と併せ行う林業 ・（農事組合法人）農業と併せ行う農業関係共同利用施設の設置、農作業共同化事業 		<p>（判断基準）</p> <p>○「主たる事業が農業」とは、直近3か年（*）の農業売上高が総売上高の過半であることをいう。（*…異常気象等により農業売上高が著しく低下した年があれば、その年を除く3か年。農業経営の実績がない場合は、今後3か年の農業売上高の実績見込みにより判断）</p> <p>○「関連事業」とは、法人が行う農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つものをいう。具体的には、例えば次のようなことを想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農畜産物を原材料とする製造、加工」 りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他から購入したりんごを原料として、りんごジュースの製造を行う場合等 ・「農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給」 自己の生産した農畜産物若しくは林産物又は副次的に得られた物品を原料として製造した燃料を用いて電気又は熱の供給を行う場合等 ・「農畜産物の貯蔵、運搬、販売」 りんごを生産する法人が、自己の生産したりんごに加え、他の農家等が生産したりんごの貯蔵、運搬又は販売等 ・「農業生産に必要な資材の製造」 法人が、自己の農業生産に使用する飼料に加え、他の農家等への販売を目的とした飼料の製造を行う場合等 ・「農作業の受託」 水稲作を行う法人が自己の水稲の刈取りに加え、他の農家等の水稲の稲刈りの作業の受託を行う場合等 ・「農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設」 観光農園や市民農園等農作業の体験施設のほか、この体験を行う者の宿泊又は

			<p>休養施設、これらの施設内に設置された農畜産物の販売施設等（この場合の農業は、法人の行う農業に必要な農作業について行われる必要あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村滞在型余暇活動に「必要な役務の提供」 農作業の体験施設、体験を行う者の宿泊又は休養施設において行われる各種サービスの提供 ・「農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給」 営農型太陽光発電として許可を得て設置した太陽光発電設備又は農作物栽培高度化施設に設置した太陽光発電設備により電気の供給を行う場合等 <p>（指導指針）</p> <p>○「その他事業」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業」と別の勘定科目を設け、区分経理をすすよう指導する。 ・地域の状況等から、実施不適当な事業計画については、「地域における協議の場」で話し合いをさせる。 ・独立事業とすべき場合は、分社化を指導する。（関連事業は除く） ・売上高見込が不当に低い評価である場合等は、法人に市場調査等を行わせる等により、事業計画を是正させる。
構 成 員	以下のいずれかの者であること		
	①農地の権利を提供した個人	○内容（以下のいずれかの者） ・法人に農地等の権利移転をした個人（または一般承継人） ・法人に農地等を利用させている個人 ・法人への農地等の権利移転等の3条申請等をしている個人	
	②法人に農作業の委託を行っている個人	○内容 ・農作業（農産物を生産するために必要となる基幹的な作業に限る）の委託を行っている個人	（判断基準） ○「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいう。
	③法人の農業（関連事業を含む）の常時従事者	○内容（農業従事日数が以下のいずれかの者） ・年間150日以上 ・「構成員1人当たりの年間総労働日数×2/3」（この日数が60日未満の場合は、60日）日以上 ・農地等の権利提供者で、かつ、以下のいずれか大きい方の日数のもの（①「構成員1人当たりの年間総労働日数×2/3」日以上、②「法人の年間総労働日数×法人の全利用農地等面積に占める本人の農地等提供割合」日以上）	

	④現物出資した農地 中間管理機構		
	⑤地方公共団体、農 協、農協連合会		
	⑥農業関係者以外の 者	○以下の制限あり 保有できる議決権は、総議決権の1/2未満 ※	
業務執行 役員 ※	過半が農業（関連事業 を含む）常時従事者 で、かつ、役員又は重 要な使用者のうち1 人以上が農作業に従 事	○（例）役員が8名の場合、うち農業常時従事者が5名、かつ、 農作業従事者である役員又は重要な使用者が1名いればよい。 ○「役員又は重要な使用者のうち1人以上」が農作業に従事すべき 日数は、原則60日以上	（判断基準） ○「過半」とは、定数ではなく、実数の過半をいう。 ○「農作業」とは、耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水管理、給餌、 敷わら取換え等農業に直接必要な作業をいい、帳簿の記帳事務、集金等は含まない。 （指導指針） ○「代表権のある役員」は、営農する地域に居住し、法人の農業の常時従事者である ことが望ましい。 ○「重要な使用者」とは、農場長等のことをいう。

（注）「判断基準・指導指針」については、以下の通知による。

判断基準…農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年、事務次官通知）

指導指針…農地法の一部を改正する法律の施行について（平成13年、事務次官通知）

2 農地法上の特典

(1) 農地等の権利（所有権、賃借権、使用貸借による権利 等）を取得できる。（法3条2項2号） (2) 国有農地等の売払いを受けることができる。（法46条1項）

3 要件適合性を担保するための措置

- (1) 農地の権利取得に伴う審査（法3条、規則11条1項6号） (4) 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合等の農地等の買収（法7条）
(2) 農業委員会への定期報告（法6条1項） 参考資料2⇒ P2-8～2-11 (5) 農業委員会による立入調査（法14条、農業委員会法29条1項）
(3) 要件を満たさなくなるおそれがある法人への勧告、農地等譲渡のあっせん（法6条 2～3項） (6) 地域における協議の場（施行通知（平成13年）の記の第4）

※農業経営基盤強化促進法第14条により、以下のとおり農地法の特例が定められている。

○議決要件の特例（農業経営基盤強化促進法第14条の2第1項）

法人（以下「子会社等」という。）が農業経営改善計画に、別法人（農地所有適格法人に限る。以下「親会社等」という。）からの出資に関する事項を記載し、市町村の認定を受けた場合、子会社等の総議決権に占める親会社等の議決権の割合は、子会社等の農業関係者の議決割合としてカウントされる。（親会社等が子会社等の総議決権の2分の1以上出資することも可能）

○役員要件の特例（農業経営基盤強化促進法第14条の2第2項）

親会社等の役員を子会社等の役員と兼務させる場合、以下の要件を満たした上で、子会社等が農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた場合、当該計画に記載された兼務役員は、子会社の農業常時従事する構成員たる役員と同様に取り扱われる。

- ・親会社等が子会社等の総議決権の過半を有していること
- ・親会社等が認定農業者かつ農地所有適格法人であること
- ・兼務役員が親会社等の行う農業の常時従事者かつ親会社等の株主であること
- ・兼務役員が子会社等の行う農業に30日以上従事すること